

日 銀 シ ス 第 9 5 号
2 0 2 6 年 9 月 4 日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて日本国債と香港ドルの
同時受渡にかかる日本国債の振替を行う取扱いを廃止することに伴い、標記規程の一
部を別紙のとおり改正し、2026年9月14日から実施することとしましたので、
通知します。

なお、当該取扱いにかかる機能を利用しない日銀ネット利用先等におかれましては、
既存の事務に影響はありませんので、念のため申し添えます。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」
中一部改正

○ 第 1 編Ⅳ. 3. (4) を横線のとおり改める。

(4) 発行払込実行通知等の受信

日本銀行は、(1) により払込金当座勘定引落先が送信した「払込OKサイン」を受信した場合、(2) により小切手による払込金額の払込を受けた場合または (3) により代行払込先が送信した「代行払込OKサイン」を受信した場合には、発行払込の実行後、そのオンライン払込者店舗に対し「発行払込実行通知」(7213-00400) および「発行払込実行通知」＜新規記録分＞(7213-00401) を送信します。また、受入先参加者が払込者と異なり、かつ、オンライン振込参加者であるときは、受入先参加者の振込出力指定店舗に対し「新規記録実行通知」(7213-00500) を送信します。

(7213-00400)

略（不変）

(注 1)
∫
(注 7)

略（不変）

略（不変）

(7213-00401)

略（不変）

(注 1)
∫
(注 3)

略（不変）

(注 4) 新規記録による受入（同時担保差入が行われた場合には、新規記録による受入および担保差入による払出）後の払出可能国債残高が表示されます。

(注 5) 略（不変）

(注 6) 略（不変）

払出可能国債
残高
利用細則（国
債振替決済関
係事務）
第 1 編 I . 参
照

略（不変）

略（不変）

略（不変）

(注1) }
∫ } 略（不変）
(注3) }

(注4) 新規記録による受入後の払出可能国債残高が表示されま
す。

(注5) 略（不変）

(注6) 略（不変）

以下略（不変）

払出可能国債
残高
利用細則（国
債振替決済関
係事務）
第1編I．参
照

略（不変）

略（不変）